

## 新潟市建設工事受注回数制限付き一般競争入札実施取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、新潟市建設工事一般競争入札実施要綱第3条第1項第5号に規定する入札公告で入札参加者の受注回数を制限する案件（以下「受注回数制限付き一般競争入札」という。）の実施の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 受注回数制限付き一般競争入札の対象とする建設工事は、税込みの予定価格が3億円以上の建設工事で、新潟市請負工事入札参加資格要件等審査委員会が指定したのものとする。ただし、新潟市水道局又は新潟市民病院が発注する建設工事は、対象としない。

2 受注回数制限付き一般競争入札は、土木一式、建築一式、ほ装、その他の工種に区分して行う。

### (制限件数)

第3条 受注回数が前条第2項の工種区分ごとに、次に掲げる件数（以下「制限件数」という。）に達した者は、その工種の受注回数制限付き一般競争入札に参加することができない。

(1) 新潟市内に本社（店）を有する者にあつては、入札公告日の属する年度において3件

(2) 前号に規定する以外の者にあつては、入札公告日の属する年度において1件

2 制限件数には、共同企業体の代表者としての受注を含み、共同企業体の構成員（代表者を除く。以下同じ。）としての受注は除外するものとする。

3 制限件数に達した者は、共同企業体の構成員としてもその工種の受注回数制限付き一般競争入札に参加することができないものとする。

### (入札参加資格の喪失等)

第4条 工種区分ごとの受注回数が制限件数に達した者は、その制限件数に達した時点において、現に入札参加申請中のその者の受注回数制限付き一般競争入札についての入札参加資格を喪失するものとする。

2 同一開札日の複数の受注回数制限付き一般競争入札に参加した者は、その

開札により落札候補となって制限回数に達した場合は、その制限回数に達した時に、それ以後の未開札の同じ工種の受注回数制限付き一般競争入札の入札参加資格を喪失するものとする。

- 3 第1項の規定により、現に入札参加申請中の共同企業体の構成員が入札参加資格を喪失した場合には、その共同企業体は、新たに構成員を入れ替え、又は当該構成員を除外し当該入札に参加することができるものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、この要領を実施するため必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。